

コーポレートガバナンス基本方針

序文

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とし、コーポレートガバナンスに関する基本方針を定める。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2 当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努める。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を早期に(株主総会日の3週間前を目処)当社ホームページに開示する。

2 当社は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境(当社の株主総会をできる限り他社と異なる日に開催すること等を含む。)の整備に努める。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(資本政策)

第4条 当社の資本政策は、株主還元を重要な方針とし、株主価値向上に資するとの考えのもと、財務健全性も考慮のうえ、実施する。

- 2 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策の実施については、前項の方針に反することのないよう、十分な検討を行うものとする。

(政策保有株式)

第5条 当社は、中長期的な取引関係の維持・強化、株式の安定等、当社グループの事業活動上必要であると判断する場合、当該取引先等の株式を保有する。

- 2 当社は、前項に基づき保有する上場株式(以下、「政策保有株式」という。)について、当社の成長に寄与するものか等、保有の合理性につき、取締役会にて検証する。
- 3 政策保有株式にかかる議決権については、当社の保有方針や投資先会社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、当社を含む株主共同の利益に資するものであるか否か、加えて当社グループの経営や事業に与える影響等を定性的かつ総合的に勘案し、議案毎に適切に行使する。

(関連当事者取引)

第6条 取締役会は、関連当事者との取引について、当社グループ及び株主共同の利益を害することがないように監視する。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

第7条 当社は、取締役及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、社内規程を定め、公正な企業活動を行える様努めるものとする。

- 2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの関係)

第8条 取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

(内部通報制度)

第9条 当社は、内部通報制度に基づく通報に関し、速やかに調査を行うとともに、取締役及び監査役へ報告する。

- 2 当社は、前項の内部通報制度に基づき報告した報告者が、会社により不利益な取り扱いをうけないよう、社内規程により保護を図る。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第10条 当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指し、法令に基づく開示以外にも、非財務情報を含め、適時適切な情報開示を行う。

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

第11条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

- 2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

第12条 取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長（最高経営責任者）その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(取締役会議長)

第13条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案（とりわけ戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

(取締役会の構成)

第14条 当社の取締役会は、取締役会全体としては、多様性を確保するため、知識・経験等においてバランスの取れた構成とする。

- 2 取締役のうち、1名以上は当社が定める社外役員の独立性基準に準拠した独立社

外取締役とするよう努める。

(社外役員の独立性判断基準)

第 15 条 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提に、以下の各要件のいずれにも該当しない者は、独立性を有する者と判断する。

- (1) 「当社の連結売上の 10%以上を占める取引先」の業務執行者
- (2) 「当社の連結仕入の 10%以上を占める取引先」の業務執行者
- (3) 「当社が売上の 10%以上を占める取引先」の業務執行者
- (4) 「出資比率 10%以上の当社の主要株主および出資先」の業務執行者
- (5) 当社から役員報酬以外に、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
- (6) 当社の主要借入先(直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先)又はその業務執行者
- (7) 過去 3 事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当していた者
- (8) 過去 3 事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当していた者の二親等以内の親族

(取締役の資格及び指名手続)

第 16 条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とする。

- 2 当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性を考慮して、取締役候補者を決定する
- 3 新任取締役(補欠取締役を含む。)の候補者は、本条を踏まえ、代表取締役が推薦し、取締役会で決定される。

(監査役の資格及び指名手続)

第 17 条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とする。当社の監査役のうち最低 1 名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。

- 2 当社は、性別、年齢、国籍、技能その他監査役会の構成の多様性を考慮して、監査役候補者を決定する
- 3 新任監査役(補欠監査役を含む。)の候補者は、本条を踏まえ、代表取締役が監査役会の同意を経た上で推薦し、取締役会で決定される。

(取締役の責務)

- 第 18 条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
- 2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
 - 3 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規程その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役及び監査役の研鑽及び研修)

- 第 19 条 当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
- 2 当社は、必要に応じ、取締役及び監査役に対するトレーニングの機会の提供やその費用の支援を行う。

(取締役会の議題の設定等)

- 第 20 条 当社取締役会議長は、各回の取締役会に先立ち、取締役会の議題を定め、各取締役および監査役に通知するとともに、十分な議論ができる適切な時間を設定する。
- 2 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。）、社外取締役を含む各取締役に配付されなければならない。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

- 第 21 条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。
- 2 当社は、独立社外取締役及び監査役会、各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、企画部及び管理部がサポートする。

(取締役会の評価)

- 第 22 条 取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行う。取締役会は、各取締役の自己評価も参考にしつつ、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

(取締役等の報酬等)

- 第 23 条 取締役の報酬等は、中長期的業績に連動するとともに、当社の企業価値の最大化

に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

- 2 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含むものとする。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第24条 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主と建設的な対話を行うものとする。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとする。

- 2 当社は、株主との建設的な対話を促進するために IR 担当部門を配置する。

附則

(施行)

第1条 本基本方針は、平成27年12月22日より施行する。